

大間町職員互助会に関する状況

○職員互助会とは

大間町職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、大間町職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の相互救済及び福祉の増進を図るための組織として、職員の会費を資金とし、保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

○職員互助会の経費等

令和5年度収支決算

収入

科 目	予算額	決算額	摘 要
会費	1,847,688	1,873,558	
繰越金	6,676,567	6,676,567	前年度より
雑入	1,690,058	257,035	団体生命配当金 親睦会会費 家族旅行負担金
収入合計	10,214,313	8,807,160	

支出

科 目		予算額	決算額	摘 要
事務費	消耗品費	5,000	0	
	役務費	8,000	5,880	
	支払利息	1,000	0	
	会議費	20,000	0	
	小計	34,000	5,880	
給付費	慶弔給付費	760,000	685,000	団体生命共済掛金 慶弔金、退職記念品
	医療給付費	300,000	37,800	加療見舞金
	小計	1,060,000	722,800	
厚生福利費	研修費	3,000,000	505,867	
	親睦会費	1,405,500	746,831	親睦会、花束
	被服費	0	0	
	小計	4,405,500	1,252,698	
予備費		4,714,813	0	
支出合計		10,214,313	1,981,378	

*収支差引 6,825,782円は次年度へ繰越。

○主な事業

- ① 会員の慶弔に関する共済事業
団体生命共済加入
- ② 会員の体位向上、福利厚生に関する事業
レクリエーション
- ③ 会員および会員の家族の医療給付に関する共済事業
加療見舞金
- ④ その他
町内清掃活動

<参考>地方公務員法第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。